

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 30 年 11 月 8 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大野町宮原・宮本原地区（新規）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 10 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人 1 経営体

個人 2 経営体

集落営農（任意組織） 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手が規模拡大、農地集積が図れるよう地域で支援する。
- ・新たな担い手の確保のため、市外から参入する者については、地域や地域の担い手と十分利用調整し、農地、農道などの維持管理に努める。
- ・耕作放棄地、遊休農地の再生を図りながら担い手への農地集積を推進する。